

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)